

<p>4 痴呆症等の理解を深めるための啓発事業の充実</p>	<p>市・社協・保健福祉事務所（保健所）を中心に、痴呆症等の理解を深めるための啓発事業の充実（痴呆老人の問題は社会の裏面に隠され、親族にそういう人でもない限り、問題意識すら喚起しないのが実情。一般的には「疾患の状態」ではなく、単なる老化の一形態であると考えられているからだ。しかし、痴呆対策こそが今、最も必要とされている。とりわけ進行性の痴呆は、近隣住民との関係を悪化させることにもなりかねないので、地域的な共通認識を形成する）。</p>	<p>痴呆性老人への対応に関する広報・フォーラム等を開催</p>
<p>5 ケアマネジメント立案講座の開催</p>	<p>社協を中心に、本人・家族によるケアマネジメント立案講座を開催し、利用者がサービスを選択する。</p>	<p>ケアマネジメント立案講座の開催</p>
<p>6 障害者の社会参加の促進</p>	<p>市・社協を中心に、障害者の社会参加の促進と障害者の理解に対する福祉啓発事業を実施する。また、当事者団体の組織化や会への加入を促進し、当該家族は、学齢期から「会」等への積極的な参加を促す（総合学習の活用の一策。併せて、家族が抱える「不安」「ストレス」「心理的孤立」「社会的偏見」に対する社会的なケア体制も整備する。総合学習と社会資源の連結にも留意する）。</p>	<p>障害者への対応に関する広報・フォーラム等を開催</p>

7 一見してそれとわからない障害者に対する理解の促進	<p>聴覚障害は一見してそれとわからない障害であるために、聴覚障害者側からの訴えがないとどのような援助が必要なのかはつきりしない。このため、明らかに障害や困難さが実感できる障害に比べて、保障体制は遅れがちである。また、それだけに誤解を受け易い。そこで市を中心に、聴覚障害者への情報保障の核となっている手話通訳、要約筆記通訳者の養成、設置、派遣制度の確立と情報保障の義務化を推進する。</p> <p>このようにコミュニケーションの手段を保障することによって、当該者に対する地域社会の理解を促がす。</p>	<p style="text-align: center;">聴覚障害者への対応に関する広報・フォーラム等を開催</p>	
8 薬物に対する認識の推進	<p>市・社協・警察署は、薬乱協等との協働によって、青少年の薬物に対する認識を深める。</p>	<p style="text-align: center;">薬物に対する啓蒙・啓発活動を展開する</p>	
9 親の自己実現を支援するための施策の推進	<p>市・社協を中心に、親が自己実現を支援するための施策について研究する。親の人間性を磨くための施策、例えば生涯学習のあり方についても検討。母親の「密室育児・教育」から生まれる過干渉等も抑制する（母親や子供を取り巻く大人たちが、「過保護」と「過干渉」の違いの理解の促進。今では、過保護は自立の芽を育て、過干渉は自立の芽を摘むといわれる）。</p>	<p style="text-align: center;">保健師の訪問活動の充実と啓蒙活動の推進</p>	

10自治意識の向上	<p>当該市民の自治意識の向上（自治会活動は、地域住民の自主性により運営されているが、活動に格差も生じており、自治意識の向上に努める支援や指導助言を図る必要がある。まちづくりの推進に向けて、自らが参画する意識を啓発し、自主的・主体的な活動の育成・支援を図り、連帯意識を持った住み良いまちづくりを推進しなければならぬ。付帯的には①自治の意識の高揚②自治会活動の促進③まちづくり団体の育成、連携強化など）を市・社協が中心となって促す。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>意図的に自治意識を向上させるよう努める</p> </div>	
11みうら保健福祉まつりの開催	<p>市・社協を中心に、高齢者・障害者との交流を通して、当該者への理解を深めるとともに、高齢者・障害者の立場に立って考えていく姿勢を養う。具体的には「みうら保健福祉まつりの開催」などがそれ。「まつり」の開催は市民主導を徹底し、市民により手づくりのイベント（市民参加による実行委員会方式）とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>実行委員会方式によるみうら保健福祉まつりを開催</p> </div>	
12「障害者や高齢者の雇用」に関するセミナーの開催	<p>商工会議所・社協・行政との連動による「障害者や高齢者の雇用」に関するセミナーの開催（雇用補助制度の紹介や解説を含む）し、雇用者の意識啓発をおこなう。これは、障害者を税金による優遇者から納税者へと転換させるためのもので、社会全体で取り組む。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>「障害者や高齢者の雇用」に関するセミナーの開催</p> </div>	

⑱ボランティア・センターの強化と市民活動サポートセンターの設置

対応事業	事業の概要	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
1 第2次ボランティア活動推進計画の策定	<p>社協は、第2次ボランティア活動推進計画を策定することによって、めまぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応できる支援体制を整備する。</p> <p>具体的には、活動の活性化に向けた支援施策</p> <p>(①人材の養成・確保(講座の開催やリーダー育成のための研修等)②経済基盤の安定化(助成制度の情報提供、行政からの業務委託の検討や公益信託の活用等)③情報の受発信の支援(インターネット、マスメディアの活用、団体相互の交流等)④活動しやすい環境の整備・充実(社協やボランティアセンターといった支援組織の機能強化、場の提供、特定非営利活動法人制度の普及等)⑤市民の理解の向上(体験機会の充実、各種顕彰制度の充実等)を強化する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 第2次ボランティア活動推進計画の策定 </div>					

<p>2 ボランティアセンターの強化</p>	<p>社協は、ボランティアセンターにおける「需給調整機能」の強化（具体的な事例をもとに協働体制について探るシミュレーションの実施を含む。また、介護保険のケアマネジメントや障害者施策等におけるケアマネジメントにもボランティアの参画を念頭に置く。具体的には「担当者会議」への参画など）を図る。また団体支援（主に組織の活性化策）として、個人のカウンセリングはもちろんのこと、講演や研修のニーズに関する相談にも適切に応える。なお、組織内の人間関係、コミュニケーションをよりスムーズにするための研修も用意する。ストレスの根源の大半は人間関係にあり、これは組織を活性化させることに役立つものと考ええる。</p>	<p>第2次計画に沿ってボランティアセンターの強化</p>	
<p>3 活動者自身の「マネジメント能力」の向上</p>	<p>ボランティア・コーディネーターのマネジメント能力の向上に併せて、活動者自身も「マネジメント能力」を身につける。組織体、事業体として団体を運営していくためには、それに関わるボランティアのマネジメントが必要なのはごく当然のことで、実質的サービスを提供するボランティアの他にスタッフボランティア（運営に関わり責任を持つ）、政策ボランティア（理事）といった具合に役割を分けて考える必要がある。これはNPOへの発展を考えても有効。</p>	<p>活動者自身の「マネジメント能力」向上に資する事業を展開</p>	